

# 住所変更やマイナンバーカード交付などの休日・延長窓口を開設します

市民課戸籍係 ☎ 25 1127

住所変更の届出が集中する時期に合わせて、休日・延長窓口を開設します。仕事や学校などで平日に来庁できないかたはぜひ利用してください。

## とき

3月29日(金)  
午後5時15分～8時  
3月30日(土)  
午前9時～午後5時  
4月1日(月)  
午後5時15分～8時

## ところ

市役所西庁舎 1階・市民課

## 取り扱い業務

- 転入・転出・転居届
- 戸籍・住民票・印鑑登録証明書や各種証明書などの交付
- 戸籍届出の受領(埋火葬手続きを含む)
- マイナンバーカードの交付・申請・更新(交付の場合は事前に予約をしてください)

必要書類やくわしい内容については、市民課戸籍係へ問い合わせてください。なお、取り扱い業務の内容によっては、後日来庁をお願いする場合がありますのでご了承ください。マイナンバーカードをお持ちのかたは、コンビニでも住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書を取得することができますのでご利用ください。



## 戸籍証明書などの広域交付がはじまります

3月1日(金)から他市区町村に本籍があるかたが、全国どこの市区町村からでも戸籍証明書・除籍証明書の交付請求ができる制度がはじまります。必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

## 請求できるかた

本人およびその配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)に限ります。

## 注意事項

- コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。また、個人事項証明書(戸籍抄本)や一部事項証明書は請求できません。
- 戸籍の附票や戸籍の諸証明(独身証明書や身分証明書)は広域交付の対象外となります。
- 郵便請求、委任状による代理請求、第三者請求および職務上請求は広域交付の対象外です。
- 亡くなった配偶者の婚姻前の戸籍証明書などを請求する場合は広域交付で取得できません。本籍地の市区町村へ直接窓口請求または郵便請求を行ってください。
- 本人確認を厳格に行うため、運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなどの顔写真付き本人確認書類の提示が必要です。

## 鳥羽市に住民票があるかたはコンビニ交付が便利です

市民課戸籍係 ☎ 25 1127 税務課管理収納係 ☎ 25 1131

鳥羽市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちのかたは、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、証明書が取得できます。

取得できる証明書は表のとおりです。ぜひご利用ください。

戸籍証明が必要なかたで、本籍地が鳥羽市以外の場合は、本籍地の市区町村に問い合わせてください。

### 取得できる証明書

証明書	取得範囲	手数料	利用可能時間 <small>※ 12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日を除く。各店舗営業時間内に限る</small>
住民票の写し	本人・世帯員	200円	午前6時30分～午後11時 土日祝も含む
住民票記載事項証明書			
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人	200円	午前9時～午後5時15分 平日のみ
所得(課税)証明書 課税証明書	本人		
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	鳥羽市に本籍がある本人・同じ戸籍に在籍するかた	450円	午前9時～午後5時15分 平日のみ
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)			
戸籍の附票の写し			

※マルチコピー機で取得された証明書の交換や返金はできません。